

第 3 2 期報告書

自 2018年4月1日

至 2019年3月31日

高松空港ビル株式会社

事業報告

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、個人消費の持ち直しが見られる等、景気は緩やかに回復しました。

航空業界においては、昨年度に引き続き、訪日外国人の増加等により、航空需要は堅調に推移しました。

このような環境の中、当社は2018年4月から高松空港の運営を担う高松空港株式会社の子会社として、ビル施設事業の運営等を行いました。

当期の業績についてみますと、売上高は、免税売店の売上の増加等により1,419,066千円（前期比112.0%）となりました。売上原価、販売費及び一般管理費は、免税売店の売上の増加に伴う仕入原価の増加や国内線搭乗待合室の一部拡張等旅客ターミナルビルのリニューアル工事に伴う費用等により1,212,724千円（前期比115.0%）となりました。

この結果、営業利益は206,340千円（前期比97.2%）、経常利益は211,168千円（前期比98.8%）となり、税引前当期純利益は221,122千円（前期比105.5%）、これから法人税等及び法人税等調整額を加減した当期純利益は152,617千円（前期比106.3%）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施しました設備投資の主なものは、国内線搭乗待合室の一部拡張等旅客ターミナルビルのリニューアル工事などであり、設備投資の総額（建設仮勘定を除く。）は、89,821千円です。

なお、設備投資の所要資金は、自己資金により充当しました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 2015年度	第 30 期 2016年度	第 31 期 2017年度	第 32 期 当事業年度
売 上 高 (千円)	1,023,007	1,119,043	1,267,281	1,419,066
経 常 利 益 (千円)	168,687	178,828	213,801	211,168
当 期 純 利 益 (千円)	111,205	116,231	143,517	152,617
1株当たり当期純利益 (円)	3,706.84	3,874.40	4785.39	5090.99
総 資 産 (千円)	3,070,324	3,175,279	3,023,482	3,153,476
純 資 産 (千円)	2,275,717	2,391,932	2,534,257	2,686,874

(4) 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
高松空港株式会社	8,277百万円	100%	空港ビルの賃貸 空港ビル用地の賃借

(注) 親会社である高松空港株式会社との賃貸取引については、他の賃貸条件と同様の条件で行われることなどに留意しております。また、当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、当該取引において金額その他の条件が適正性を満たしているかの確認を取っており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

(5) 対処すべき課題

2019年度につきましては、航空旅客は引き続き訪日外国人の需要拡大により国際線を中心に増加することが見込まれます。

このような中、空港利用者の安心・安全を最優先に、利便性を向上し、快適な時間を過ごしていただくよう、施設設備の更新を実施するほか、高松空港株式会社（完全親会社）の中期計画（2018年度～2022年度）の下、旅客ターミナルビルのリニューアルや増築に取り組んでまいります。また、業務効率化や組織のフラット化を早期に行い、事業計画達成の確度を上げるため、高松空港株式会社との合併に向けて準備を進めてまいります。

株主様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主な事業内容

当社は旅客ターミナルビル及び附属棟並びに貨物ビルにおける賃貸業（家賃収入）を主としていますが、その他に諸施設の利用による収入（施設利用収入）、広告の掲出場所の提供による収入（広告収入）、直営売店等の売上げによる収入（商品売上高）及び各種役務の提供による手数料収入（受取手数料）があります。

(7) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(8) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	1名増	50.3歳	19.3年

(注) 契約、パート、アルバイト及び派遣社員を含んでおりません。

(9) 主な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 30,000株 |
| (3) 株主数 | 1名 |

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高松空港株式会社	29,978 株	100 %

(注) 持株比率は自己株式 (22株) を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状 況 (2019年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼業の状況
代表取締役社長	渡 部 哲 也	高松空港株式会社 代表取締役社長
取 締 役	金 盛 将 和	総務部長 高松空港株式会社 常務取締役
取 締 役	小 菅 光 裕	事業部長 兼 施設企画部長 高松空港株式会社 常務取締役
取 締 役	草 刈 信 行	高松空港株式会社 常務取締役
取 締 役	坂 口 泰 之	高松空港株式会社 取締役 三菱地所株式会社 空港事業部長
取 締 役	嶋 野 崇 文	高松空港株式会社 取締役 パンフィックコンサルタンツ株式会社 インフラ経営戦略部長
取 締 役	西 原 義 一	高松空港株式会社 取締役 香川県副知事
常 勤 監 査 役	岸 本 泰 三	
監 査 役	近 石 政 義	株式会社香川銀行 常務取締役
監 査 役	久 保 田 和 雅	株式会社日本政策投資銀行 四国支店長

- (注) 1. 2018年3月31日の臨時株主総会において、新たに金盛将和氏は取締役に選任され、同年4月1日に就任いたしました。
2. 取締役嶋野崇文氏及び西原義一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役近石政義氏及び久保田和雅氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役近石政義氏は株式会社香川銀行において、監査役久保田和雅氏は株式会社日本政策投資銀行において、それぞれ金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数(名)	報酬等の額(千円)
取 締 役	7	—
(うち社外取締役)	(2)	(—)
監 査 役	3	2,132
(うち社外監査役)	(2)	(—)
合 計	10	2,132
	(4)	(—)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 インフラ経営戦略部長	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	西原 義一	香川県副知事	当社は兼職先と広告契約等の取引関係があります。
社外監査役	近石 政義	株式会社香川銀行 常務取締役	当社は兼職先と施設賃貸借契約等の取引関係があります。
社外監査役	久保田 和雅	株式会社日本政策投資銀行 四国支店長	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	嶋野 崇文	当事業年度に開催された取締役会に全て出席し、主に総合コンサルティングについての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外取締役	西原 義一	当事業年度に開催された取締役会に全て出席し、主に行政連携についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外監査役	近石 政義	当事業年度に開催された取締役会におおむね出席し、監査役会に全て出席し、取締役会においては、長年の金融経験に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、長年の金融経験に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	久保田 和雅	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会に全て出席し、取締役会においては、長年の金融経験に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、長年の金融経験に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況（2019年3月31日現在）

会計監査人の氏名 EY新日本有限責任監査法人

(注) 1. 2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

2. 当社の会計監査人であった中村秀明公認会計士は、2018年6月26日の第31回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の内容は次のとおりであります。（最終改定 2016年3月25日）

- (1) **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ①取締役及び使用人の適正な職務の執行を確保するための社内規定を整備し、責任の明確化、権限行使の適正化を図るとともに、法令、企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図る。
 - ②取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等を発見した時は、監査役会及び取締役会に報告するものとする。
 - ③内部通報制度を整備し、法令等の違反行為の未然防止、再発防止を図り、法令等の遵守に努める。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び社内規定に基づき文書等の適正な保存及び管理を行う。
- (3) **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
 - ①各部門は業務執行に係るリスクを認識し、それぞれに関するリスクの管理責任者についての体制を整え、リスクの掌握と未然防止を図り、そのリスクの軽減に努めることとする。
 - ②当社の経営に重大な影響を与えるような不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限にとどめるとともに、原状回復に努める。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務の執行及び運営については、常勤取締役が原則執行責任者を兼ね、組織・権限規定に基づき実施するものとする。
- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
 - ①取締役会は、監査役から要求があった場合、配置等について検討決議する。
 - ②監査役補助者の配置をした場合は、当該使用人は、取締役からの独立性を確保するため、その職務の執行に関しては、取締役の指揮命令を受けないこととする。
 - ③当該使用人の人事権に関する事項の決定については、事前に監査役会の同意を得ることとする。
 - ④各部門は、監査役補助者に対する監査役からの指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - ①取締役及び使用人は定期的な業務の執行状況報告等に加え、会社の業績等に影響を与える重要な事項、その他法令違反等の事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告

する体制を整備するものとする。

②監査役は、随時必要に応じ取締役等に対し、業務執行状況等について報告を求めることができるものとする。

③監査役への報告を行った者に対し、監査役へ報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役等との定期的に意見交換を行うことにより、適切な意思疎通を図るとともに会計監査人との情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会規則に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。

(2) 監査役会は、監査計画を協議決定し、計画に基づいた業務監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に出席するなど、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<資産の部>		<負債の部>	
流動資産	687,254	流動負債	279,482
現金及び預金	559,098	買掛金	57,793
売掛金	22,388	1年内返済予定の長期借入金	10,600
未収入金	42,995	未払金	56,761
商 品	59,339	未払費用	30,444
貯 蔵 品	1,554	未払法人税等	40,429
前払費用	1,877	未払消費税等	1,297
		前受金	51,782
		預り金	23,220
		賞与引当金	7,152
固定資産	2,466,222	固定負債	187,119
有形固定資産	2,417,196	預り敷金	56,869
建 物	1,712,168	退職給付引当金	130,249
建物付属設備	383,509	負債合計	466,601
構築物	100,374		
車両運搬具	75,348		
工具器具備品	113,232	<純資産の部>	
建設仮勘定	32,562	株主資本	2,686,874
無形固定資産	2,538	資本金	1,500,000
電話加入権	351	利益剰余金	1,188,083
ソフトウェア	2,187	その他利益剰余金	1,188,083
投資その他の資産	46,487	繰越利益剰余金	1,188,083
繰延税金資産	46,474	自己株式	△1,208
リサイクル預託金	13	純資産合計	2,686,874
資産合計	3,153,476	負債及び純資産合計	3,153,476

損 益 計 算 書

〔 2018年4月 1日から
2019年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,419,066
家賃収入	594,446
商品売上高	659,282
施設利用収入	70,762
広告収入	72,105
受取手数料	22,469
売 上 原 価	1,109,205
売 上 総 利 益	309,860
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	103,519
営 業 利 益	206,340
営 業 外 収 益	5,026
受取利息	3
雑収入	5,022
営 業 外 費 用	198
支払利息	198
経 常 利 益	211,168
特 別 利 益	10,000
補助金収入	10,000
特 別 損 失	46
固定資産除却損	46
税 引 前 当 期 純 利 益	221,122
法人税、住民税及び事業税	70,129
法人税等調整額	△1,624
当 期 純 利 益	152,617

株主資本等変動計算書

〔 2018年4月 1日から
2019年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
		繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	1,500,000	1,035,465	1,035,465	△1,208	2,534,257	2,534,257
当期変動額						
当期純利益		152,617	152,617		152,617	152,617
当期変動額合計	—	152,617	152,617	—	152,617	152,617
当期末残高	1,500,000	1,188,083	1,188,083	△1,208	2,686,874	2,686,874

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・・定額法によっております。

②無形固定資産・・・・定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

②退職給付引当金・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(2) 損益計算書

従来、「販管費及び一般管理費」に計上していた費用の一部を当事業年度より「売上原価」に計上する方法に変更しました。

当該表示方法の変更は、親会社である高松空港株式会社と表示方法を統一させるために行うものであります。これにより、従来と同一の方法によった場合に比べ、売上総利益が642,696千円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,256,881千円

(2) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額

親会社に対する短期金銭債権 194千円

親会社に対する短期金銭債務 1,200千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

親会社との取引高 営業取引 売上高 9,034千円
売上原価 18,147千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式 (株)	当事業年度 減少株式 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	30,000	—	—	30,000
合計	30,000	—	—	30,000
自己株式				—
普通株式	22	—	—	22
合計	22	—	—	22

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

当事業年度
(2019年3月31日現在)
(単位:千円)

(繰延税金資産)

退職給付引当金	39,074
賞与引当金	2,145
未払事業税	2,843
一括償却資産	1,111
未払事業所税	974
その他	324
繰延税金資産合計	<u>46,474</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引は、当社の事業内容に照らして重要性が乏しく、リース契約一件当たりの金額は少額であるため注記を省略しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、期日管理を行い、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

長期借入金への用途は設備資金であり、支払利息の金利は固定であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
現金及び預金	559,098	559,098	—
売掛金	22,388	22,388	—
未収入金	42,995	42,995	—
買掛金	(57,793)	(57,793)	—
未払金	(56,761)	(56,761)	—
1年内返済予定の 長期借入金	(10,600)	(10,600)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金及び1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
預り敷金	56,869

賃貸物件における賃借人から預託されている預り敷金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、香川県高松市において、賃貸用の旅客ターミナルビル、附属棟及び貨物ターミナルビルを有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
2,095,677	1,990,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の内兼任等	事業上の関係				
親会社	高松空港(株)	直接 100	兼任 7人	施設の 賃貸等	空港ビルの賃貸	9,034	未収入金	194
					借地料	15,499	前払費用	1,291
					出向者の人件費	2,648	未払費用	1,200

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

賃貸借料については、一般取引条件と同様に決定しております。

12. 資産除去債務に関する注記

当社は、高松空港株式会社が国から貸付けを受けている国有財産(土地)を借り受けていることについて、同社と締結している事業用定期借地権設定契約に基づき、当社が借り受けている国有財産(土地)の返還時に、当社が所有する旅客ターミナルビル等を撤去する原状回復義務を有しております。

しかし、旅客ターミナルビル等は、公共性の高い施設であり、当社の裁量だけでは撤去の是非や時期を決定することは難しく、現時点において資産除去債務を合理的に見積ることが困難なため、資産除去債務を計上していません。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 89,628円23銭
- (2) 1株当たり当期純利益 5,090円99銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

国庫補助金等（国、香川県及び高松市からの補助金）により取得した資産の取得原価から控除している
圧縮記帳額

建物	619,220千円
建物附属設備	375,094千円
構築物	24,515千円
車両運搬具	20,999千円
工具器具備品	37,216千円